（債権管理事務取扱規則の規定を適用する場合の読替え）

第五条　施行令第七条第三項の規定による債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える債権管理事務取扱規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第一項、第十五条及び第三十九条の四第五項	現金出納職員	現金出納者
第二条第一項	第三条第一項第三号、又は第三十二条第三項	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する法第三条第一項又は法
第十四条第四項	資金前渡官吏	緊急措置法第八条第五項の規定により会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなされた者
第十五条	令第十四条第二号に掲げるもの	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する令第十四条に掲げるもの
第三十九条の四第五項	第十五条	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条

（国の会計機関の使用する公印に関する規則の規定を適用する場合の読替え）

第六条　施行令第七条第三項の規定による国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和三十九年大蔵省令第二十二号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える国の会計機関の使用する公印に関する規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第一項	次に掲げる機関	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第八条第五項の規定により読み替えて適用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十八条に規定する出納官吏

（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令）

第七条　施行令第七条第三項の規定による国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二号	別紙第二号書式	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する別紙第二号書式
第三号	別紙第三号書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する別紙第三号書式
第四号	別紙第四号書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する別紙第四号書式
第2号書式、第3号書式及び第4号書式表面	官職	役職
第4号書式	官署の所在地及び官署名	主たる事務所の所在地及び団体の名称
	公務員	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する会計法第三十八条に規定する出納官吏
	官庁名又は公共団体等の名称	団体の名称
	官職名	役職名

附　則

この省令は、平成二十三年九月十八日から施行する。

○文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第一号

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百九十四号）第二条第一項第二号から第五号まで及び第二項、第三条第一項及び第二項第四号、第五条第三号並びに第十条の規定に基づき、文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年九月十六日

文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「法」という。）及び平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。